

新型インフルエンザへの対応について（第8報）

国立大学法人愛知教育大学
新型インフルエンザ対策本部長
学長 松田 正久
2009年7月31日

新型インフルエンザへの本学の対応の変更について

新型インフルエンザ対応に関して、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」が改正され（平成21年厚生労働省令第133号）、7月24日から愛知県の対応が変更されました（<http://www.pref.aichi.jp/0000026179.html>）。

今回の変更は、新型インフルエンザが既に封じ込めの段階を過ぎて今後も発生が続き、秋冬に向けて患者数の大幅な増加が起りうるという観点に立ちつつ、その増加をできるだけ抑制・緩和しようとするものであり、主な改正内容は、次のとおりです。

- i) 今後、新型インフルエンザの診断を確定させるための遺伝子検査（PCR検査）については、原則として、集団発生が考えられる場合についてのみ実施されます。
- ii) 発熱外来が廃止され、原則として、かかりつけ医師等の一般医療機関において診療が行われます（事前に医療機関へ連絡し、その指示に従ってください。また、マスクを着用するなど、他の方々への感染防止に努めてください。）。
- iii) 保健所に設置の「発熱相談センター」が廃止されました（相談窓口は、継続されません。）。

（愛知教育大学の対応）

今回の県の対応を受け、本学（附属学校園を含む。）の対応を以下のとおり変更しましたので、お知らせします。

なお、今後も感染の拡がりや関係機関からの要請等により、本学の対応を見直すことがありますので、これまでと同様、本ホームページで提供する情報を随時確認するとともに、常に最新の情報に注意してください。

- 1) 海外の感染者発生国・地域への渡航に際し、渡航の前・後に提出すべきものとしていた「渡航・帰国届」については、不要としました。
- 2) 高熱（38以上）、咳、全身倦怠感、関節痛、下痢、嘔吐等のインフルエンザ様症状を生じたときは、速やかに医療機関に受診し、A型、B型を問わず、インフルエンザと診断されたときは、本学の「連絡窓口」に連絡してください。
- 3) インフルエンザに感染した者は、発症から7日間又は症状消失後24時間のいずれか長い方の期限まで出校停止とします。出校停止の間は、医療機関に受診等の不可欠な用件を除き、自宅で療養してください。ただし、前記の期間中であっても医師から他人に感染する恐れがないと認められたときは、出校しても差し支えありません。
- 4) インフルエンザ様症状のある者及び感染者と濃厚接触した疑いのある者は出校を自粛してください。なお、やむを得ず外出するときは、なるべく人混みを避けるとともに、咳エチケット、手洗い、うがい、マスク等の感染予防策を励行してください。
- 5) 出校後に体調が悪くなったときは、直ちに保健環境センター（0566-26-2193）に連絡してください。

《連絡窓口》

【学生・大学院生等】

教務課 修学指導第一係 (0566-26-2207)
学生支援課 学生企画係 (0566-26-2176)

【留学生】

学生支援課 国際交流係 (0 5 6 6 - 2 6 - 2 1 7 9)

【各附属学校園（園児・児童・生徒・教職員）】

附属学校課 総務係 (0 5 6 6 - 2 6 - 2 6 9 3)

【教職員】

人事課 福祉係 (0 5 6 6 - 2 6 - 2 1 2 3)

【土・日・祝日・勤務時間外】

守衛所 (0 5 6 6 - 2 6 - 2 1 0 0)

【衣浦東部保健所】 0 5 6 6 - 2 1 - 4 7 7 8

本件に関する問い合わせ先：学生支援課保健環境係 TEL 0566-26-2187

(参考)

愛知教育大学における新型インフルエンザ対策(21.7.31現在)